

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 寺西工務店
主たる営業所の所在地	兵庫県淡路市
許可番号	兵庫県知事許可（般・特—28）第801060号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成30年5月24日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条同項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し、継続的に研修等を行うこと。</p> <p>2 上記1で講じた措置（上記1の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を速やかに文書で報告すること。</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社寺西工務店は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により、洲本簡易裁判所において、罰金50万円の判決を受け、平成30年1月29日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第3号に該当する。</p>